

## (調査研究報告書)

# 所得税法上の社会保障に関する問題点

— 英国制度との比較検討を通じて —

酒井翔子(嘉悦大学准教授)

### 【 目次 】

はじめに

I 英国の所得税制

II 英国所得税における所得の種類

1 不動産所得

2 事業所得

3 給与所得

4 貯蓄・投資所得

5 国外所得

III 所得税減免措置と社会保障

1 所得控除の種類と計算

2 税額控除の種類と概要

IV 個人所得税の算定および納付

V 近年の社会保障に関する所得税制上の論点

1 英国における現状および論点

2 わが国における現状および論点

VI 所得税制上の対応策

VII むすび

## 【本文】

### はじめに

少子高齢化が急速に進む中、社会保障費用は急激に増加したことから、社会保障制度の構築が不可避であることは周知のことであるが、消費増税による増収分の分配議論からも端を発して、医療・介護・年金・子育てに係る負担を分かち合い、現代世代・将来世代すべての国民が安心して持続的な経済基盤の創出を実現する「社会保障と税の一体化改革」への関心が一層高まっている。

社会保障の補完として、今や国民の大多数が加入する「保険」も多くの契約形態が存在し、税務上の問題も絶えない。一方で、税とは別の財源による社会保障、とりわけ、子育て世代への持続的で安心な経済基盤の創出を目指す新たな試みも議論されている。すなわち、自民党の小泉進次郎衆議院議員を中心とする小委員会では、新しい社会保障制度として「こども保険」構想を公表した。公的年金や介護保険の仕組みのように、保険料を徴収し、社会全体で子育て世代を支援する制度である。現厚生年金・国民年金の保険料に上乗せする形で、就労者と企業から広く徴収し、その財源を児童手当や保育所整備に充当する。このように、社会保障と税、さらには保険制度に至るまで、国民が安心して生活できる経済政策が国家的急務となっている。

ところで、近代的保険制度の母国である英国では、17世紀に保険制度が構築され、今も様々な形態の商品やそれに伴う規定もある。また、社会保障を意図した税制度も先進的に構築されている。本論文では、英国の現行所得税制度を概観し、社会保障に係る税務上の論点と所得税制における社会保障の新たな展開について、英国の制度を参考にしつつ考察を試みる。

### I 英国の所得税制

英国の所得税制(system of income tax)は、1799年1月にピット(W.Pitt)内閣によって新設・施行された<sup>1</sup>。近代的所得税の母国とされ

る英国の所得税導入は、ナポレオン戦争の戦費調達を目的として行われたが、その背景には、産業革命の進行が大きな役割を果たしている。すなわち、産業革命による資本主義的経済発展を遂げた結果、各源泉に基づく所得を数量的に把握できるようになり、有産階級の所得に直接課税することで必要な財源確保を目指す社会的動機も含まれていた<sup>2</sup>。ピット政権下の所得税では、所得を4つの項目(head)に大別し、19の事項(case)に基づき申告を行うことが義務付けられた。表1-1は導入当時の所得分類である<sup>3</sup>。

表1-1 ピット所得税における所得の分類

項目	事項	所得の内容
I	1～14	土地・家屋からの所得
II	15～16	事業・専門業・年金等からの所得
III	17～18	国外にある財産からの所得
IV	19	I～IIIに当てはまらない所得

出所：Stephan Dowell, *A History of Taxation and Taxes in England from the earliest times to the present day Vol. III*, Longmans, Green, 1888. pp.93-94 を参考に筆者作成。

ナポレオン戦争の停戦により、1802年アディントン(H. Addington)内閣において、所得税は廃止され、戦争の再開とともに、1803年に再導入された。その際、「分類所得税制」(scholar income system)と「源泉徴収制度」(withholding tax system)といった所得税制の基本的枠組が構築されている。その源泉(sources)に応じて、別表(schedule)Aから別表Eの5つに分類され、別表Aの不動産所得(income from land and building)、別表Bの農業所得(farming profit)、別表Cの公的年金所得(public annuities)、別表Dの事業・その他所得(self-employment and other items)、給与・年金所得(salaries and annuities and pension)により区分された<sup>4</sup>。この分類所得税制の導入に伴い、課税方

法(method of assessment)も改正され、これまで納税者が総所得に係る税を直接申告していたものが別表ごとに源泉課税させるようになった。この源泉課税および新課税方法は、徴税効率の向上に大きく貢献した<sup>5</sup>。1816年には、ナポレオン戦争の終戦を機に廃止されるが1842年にピール(R.Peel)内閣により「ピール経済改革」(Peel's economic reforms)の一環として再び導入され、以後、「分類所得税制」と「源泉徴収税制」等諸制度もほとんど変更されることなく200年以上続いている。表1-2は、分類所得税制における各所得区分を表している。

表 1-2 分類所得税制における各所得区分

別 表	事 項	所得種類
別表 A		不動産所得
別表 D	事項 1	事業所得(事業)
	事項 2	事業所得(専門職・聖職)
	事項 3	利子・配当・その他所得
	事項 4	利子・配当・国外所得
	事項 5	国外所得
	事項 6	その他所得
別表 E	事項 1	給与所得(居住者)
	事項 2	給与所得(非居住者)
	事項 3	事項 1・2 に該当しない給与所得
別表 F		利子・配当所得

出所：David Smailes, *Tolley's Income Tax 2009-10 94<sup>th</sup>*, LexisNexis 2009, pp.451・452

・807・1025・1139 参考。

個人所得は、その発生源泉により、労働から生じる勤労所得(earning income)と資産運用等によって生じる不労所得(unearned income)とに大別され、近年の英国では、「1988年所得および法人税法」(Income and Corporation Taxes Act 1988:以下、ICTA1988と略す)に基づき、

表 1-2 に示されるように、別表 A、D、E、F の 4 つに分類され、さらに、別表 D および別表 E は事項(case)という項目による詳細な所得区分が設定されていた<sup>6</sup>。

しかし、2000 年以降の所得税法改正による「2003 年給与・年金所得税法」(Income Tax(Earnings and Pensions)Act 2003:以下、ITEPA 2003)、「2005 年事業・その他所得税法」(Income Tax(Trading and Other Income)2005:以下、ITTOIA 2005)および「2007 年所得税法」(Income Tax Act 2007)の導入に伴い、従来の「分類所得税制」は廃止され、2005 年 4 月 6 日に開始する課税年度から新たな所得区分が設定された。現行の所得税法において個人所得は、事業所得(trading income)、不動産所得(property income)、利子・配当等の貯蓄・投資所得(savings and investment income)、年金・社会保障を含む給与所得(employment income)、国外所得(foreign income)、その他所得(miscellaneous income)の 6 つに分類され、主として、ITEPA 2003 および ITTOIA 2005 の規定に基づき取り扱われる<sup>7</sup>。各所得に関する適用法律は表 1-3 に示されるとおりである。

表 1-3 新所得区分と適用法律

ITEPA 2003	ITTOIA 2005
給与所得	事業所得
年金所得	不動産所得
社会保障所得	利子所得
	配当所得
	その他所得

出所 : Alan Melville, *Taxation Finance Act 2010 Sixteenth edition*, Prentice Hall, 2011, p.32 参考。

わが国の所得税法(昭和 40 年法第 33 号)においても、所得の源泉・

性質、担税力の相違に応じて、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得、一時所得および雑所得の 10 種類に分けられているが、日英の所得税法において、キャピタルゲインの取扱いが大きく異なる。すなわち、資産の値上り益とされるキャピタルゲインは、譲渡所得として各種所得に含められるわが国に対して、英国では、所得税とは別個の「課税利得法」(chargeable profit tax act) に基づき取り扱われる。したがって、現在の英国において、個人所得は、その源泉によって 2 つに大別され、総収入金額から必要経費を差し引いた利得(profits)には「所得税」、資産の売却処分(disposal)により生じたキャピタルゲイン(capital gain)には、「キャピタルゲイン税」が課される。そのため、キャピタルロスが生じた場合は、他の所得の通算はできず、キャピタルゲインから控除される。キャピタルゲイン税に関しては、第 8 章の「資産課税の仕組みと特徴」において後述される。

## II 英国所得税における所得の種類

### 1 不動産所得

ICTA1988 において、不動産所得は別表 A 所得の「英国不動産業」および別表 D 所得事項 5 の「国外不動産業」に係る所得とされていた。ITTOIA 2005 では、英国の土地(land)を源泉とする英国不動産業による収入と定義づけられ、英国国内の土地・建物および借地権・地上権等その他不動産に関する権利から生じる収入とされている。不動産(estate)を源泉とするすべての収入が課税対象とされるため、不動産業者・不動産仲介者以外にも、賃貸料(rents)、リース期間が 50 年を超えないリース手数料(lease premiums)、通行権(rights of way)・競技権(sporting rights)に関する収入、キャラバン・ハウスボートの貸付けによる収入、さらに、英国不動産投資信託(UK Real Estate Investment Trust:以下、UK-REIT と略す)からの受取配当金を収受する者も課税

対象となる。ただし、農場・農園に係る収入や鉱業権、採掘権等の特定資産に係る収入は事業所得として扱われるため、不動産所得から除かれる<sup>8</sup>。不動産所得の説明には、しばしば、不動産業(property business)文言が用いられるが、大半の不動産所得は不労所得であり、勤労所得として扱われるのは、家具付き別荘を賃貸する場合に限られる。

不動産所得は、一課税年度における総収入金額から必要経費を差し引くことにより算定される。収入および控除可能費用は一般に認められた会計原則(generally accepted accounting principles)に基づいて、発生基準(accruals basis)により算定される。不動産損失は、次年度以降に自動的に、かつ、無制限に繰り越され、所得の生じた年度における不動産所得と相殺される。その際、同じ不動産所得に限り相殺が認められる<sup>9</sup>。

総収入金額から控除可能な必要経費は、事業所得に係る必要経費と同様である。たとえば、不動産の修理・維持費用、不動産保険料、テナントサービスに係る費用、貸倒損失を含む運営・管理費用、家主に対する賃貸料(転貸不動産の場合)、事業税(business rate)・地方税(council tax)、水道料金、不動産の取得または改装に係る借入金利息のような専ら(wholly and exclusively)不動産所得を得るのに要した支出が該当する<sup>10</sup>。不動産に係る資本的支出は、原則として、必要経費に算入することができないが、下記①に示される資本的支出に関しては、税額控除(tax relief)が認められる<sup>11</sup>。

①特定資産に係る減価償却費(capital allowance)

- (a)賃貸不動産の修理・維持・管理に使用される設備・機械
- (b)工業目的に賃貸する工業用建物
- (c)アパートを賃貸するための商業的建物・店舗上の空き部屋の改装費
- (d)開発地域における事業用建物の改装

②賃貸不動産の家具・その他設備に関する減耗・摩耗償却(wear and tear allowance)

この減耗・摩耗償却は年間賃貸料の 10%に相当する。当該賃貸不動産のために家主の負担する地方税等

③減耗・摩耗償却の代替方法として、取替基準(renewals basis)に基づき算定された支出

## 2 事業所得

事業所得とは、英国国内において継続して行う事業(trade)または専門的職業(professions and vocations)から生じる収入をいい、1 課税年度の基準期間(basis period)における全所得が課税対象とされる。「事業」には、すべての取引、製造業、商業的投機等、事業に関するものが含まれる<sup>12</sup>。原則として、ある者が事業を行う上で稼得した収入はすべて事業所得として取り扱われるが、特定の収入に関しては、その収入の性質によって他の所得区分とされ、税務上の取扱いが大きく異なるため、収入の判別が重要となる。たとえば、出資者の出資金に係る収入等、納税者の事業・職業以外を源泉とする収入は利子・配当所得に該当する。また、資産の取得に関して、その取引が「事業の一環として行われる取引」であるか「投資財の取得・処分を目的とする取引」であるかによって、当該資産の売却により生じた所得は「所得税」あるいは「キャピタルゲイン税」の課税対象となるため、両者は明確に区別されなければならない<sup>13</sup>。1955 年の王立委員会 (Royal Commission)において、所得区分に関する象徴(badges)が公表されたのに伴い、下記①から⑥に示される 6 つの判断基準が設定された。この基準に基づき、所得税の対象であるかキャピタルゲインの対象となるかの判断が行われる(1955, Cmd, 9474, para. 116)。

①原因・対象(subject matter)となる事象の実現

②所有期間の長さ

③同じ人物による類似取引の頻度・数



④資産の実現への補助的業務・関連性

⑤実現に関する原因状況

⑥動機

事業所得は不動産所得と同様に、総収入金額から必要経費を控除して算定される。必要経費には、その収入を得るために直接要した費用のみが該当し、資本的支出や家事関連費は含まれない。その一方で、事業に関する費用であれば、収入金額を上回る金額であっても、必要経費として控除が認められ、他の所得と通算することができる。

### 3 給与所得

給与所得とは、雇用関係において基づき支払われるすべての対価であり、給料(salary)、賃金(wages)、賞与(bonuses)、報酬(fee)、退職金(gratuity)等の給与をいう。また、退職年金、求職者手当、疾病手当、出産手当、出産時の父親手当、長期無資格給付金、在宅介護手当、工業死亡給付のような社会保障的性質を有する手当も広く給与所得に含まれる。判例によれば、給与所得を判別する際の重要な論点は、当該給与が誰から支払われるのかではなく、労務の結果として支給される対価であることである。したがって、雇用者でなく顧客からウェイトーに支払われるチップも給与所得にあたりと解される<sup>14</sup>。

さらに、金銭以外の物品またはサービス等の付随的な便益(incidental benefit)も給与所得に該当する。付随的な便益はFRINGE・ベネフィットあるいは「現物給与」(benefit in kind)ともいわれている。

「現物給与」としては、たとえば、①資産の貸付け、②住宅の付随的サービス、③自動車・トラック・燃料の個人使用、④その他経済的便益の貸付け、⑤物品・サービス引換券、⑥居住用住居(living accommodation)等が挙げられる。英国の給与所得者は、「現物給与」に対する課税を検討するにあたり、「P11D 従業員」(P11D employee)と「低所得従業員」(lower-paid employee)に分けられる。「P11D 従業員」は年収 8,500 ポンド以上の給与所得者であり、多くの場合、法人の役

員が該当する。ただし、役員であっても、年収 8,500 ポンド以下で、かつ、法人株の持分比率が 5%以下の業務主催役員(full-time working directors)は除かれる。「P11D 従業員」以外の給与所得者はすべて「低所得従業員」(lower-paid employee)に該当する。上記「現物給与」のうち、①から④は「P11D 従業員」のみが課税対象となり、「現物給与」が現金に換金できるか否かにかかわらず、当該給付に要した雇用者負担額(cost to the employer)に課税される。一方、「低所得従業員」は、これらの「現物給与」が現金に換金できる場合に限り、手取金額(second-hand value)に課税される。この 8,500 ポンド基準を検討する際には、当該給与所得者が「P11D 従業員」であるとの想定のもと、まずは手取金額ではなく、雇用者の支出したすべての「現物給与」負担額を給与所得に含めて計算する。勤労年金計画・賃金支払い計画に係る寄附金等の支出控除後の金額が 8,500 ポンドを超えれば「P11D 従業員」となり、8,500 ポンド以下であれば「低所得従業員」とみなされる<sup>15</sup>。なお、退職金に関しては、30,000 ポンドの基礎控除が認められており、30,000 ポンドを超える金額のみ課税対象となる。

#### 4 貯蓄・投資所得

前述のとおり、貯蓄・投資所得は、従来、別表 D の事項 3・4・5 および別表 F に基づいて課税されていたが、ITTOIA 2005 の制定に伴い、現在は総合所得の範疇で取り扱われる<sup>16</sup>。貯蓄・投資所得は、主として、預金や個人への貸付け等による利子所得と法人から受け取る配当所得に大別される。

利子所得には、共同体設立に係る配当その他分配金、オープン型投資法人の収益の分配金、政府公認信託の収益の分配金、海外基金からの収益の分配金、投資社債等、英国国内外に関わらず生じたすべての所得が含まれる。利子所得は、発生した全収入金額が課税対象となり、その他の所得に設定されている「必要経費」の控除は認められない。利子所得は、年間 70 ポンドを限度に非課税とされている国家貯蓄銀行

(National Saving Bank)への貯蓄および優良有価証券に係る収益を除いて、年間 2,440 ポンドまで基本税率の 10%で課税されるが、課税方法は、分離課税を原則とするため、一般的に、20%の源泉所得税を差し引いた純額で受け取ることになる。そのため、課税標準の算定に際しては、受取金額を総額に直して(gross-up して)計算する必要がある。

配当所得には、内国法人からの配当の他、投資信託からの収益分配金による所得、国外法人からの株式配当が含まれる。内国法人から受け取る配当金あるいはその他の分配金に関しては、受取金額のうち、9 分の 1 の配当控除が認められているため、個人の受取配当金に係る課税対象金額は、受取配当金と配当控除金額の合計額となる<sup>17</sup>。また、利子所得と同様に、配当所得にも分離課税が採られており、総合課税で適用される税率よりも低い税率が設定されている。すなわち、他の所得との合計額が 37,400 ポンド以下の場合には基本税率(basic rate)の 10%、37,400 ポンドを超える場合には高税率(higher rate)の 32.5%、さらに、150,000 ポンドを超える場合には追加税率(additional rate)の 42.5%の 3 段階税率が適用される<sup>18</sup>。

## 5 国外所得

国外所得は国外で稼得する抵当権・債権からの収入や国外を源泉とする投資・事業に関する収入をいい、納税義務者の区分によって、課税上の取扱いが異なる。すなわち、居住者は国外源泉所得の全てに課税される一方、非居住者は国外源泉所得に課税されることはない。非永住者である居住者は、国外源泉所得のうち、英国に送金された所得のみ課税される。

## Ⅲ 所得税減免措置と社会保障

### 1 所得控除の種類と計算

英国所得税法においても、わが国の所得税法同様に個人的な生活事情・担税力への配慮から所得控除(personal allowance)・税額控除(tax

credit)等の所得税減免措置が設けられている。主要な所得減免措置として、基礎控除(basic personal allowance)、視覚障害者控除(blind person's allowance)等の人的控除と年金控除(personal pension contribution)・寄附金控除(donation allowance)等の救済型控除があり、英国居住者および一定の要件を満たす非居住者に適用される。

基礎控除は、調整後純所得(adjusted net income)が 100,000 ポンド〔≒18,500,000 円：1 ポンド≒185 円(2015 年 9 月 12 日現在)〕以下の者に対して、6,475 ポンドの所得控除が付与される。調整後純所得が 100,000 ポンドを超える場合には、当該超過額の 2 分の 1 相当額を基礎控除標準額 6,475 ポンドから差し引いた金額が控除額となる<sup>19</sup>。したがって、所得金額が 109,000 ポンドの納税者に付与される個人控除額は 1,975(=6,475－9,000×1/2)ポンドとなる。この基礎控除標準額は納税者の所得・年齢に応じて増額され、65 歳以上の高齢者には 9,490 ポンド、75 歳以上の高齢者には 9,640 ポンドの所得控除が認められる。ただし、調整後純所得が 22,900 ポンドを超える高額所得高齢者に対しては、64 歳まで適用される基礎控除額を最小控除限度額として、当該控除限度超過額の 2 分の 1 相当額が基礎控除額から減額される<sup>20</sup>。

したがって、所得金額が 109,000 ポンドの納税者に付与される個人控除額は 1,975(=6,475－9,000×1/2)ポンドとなる。この基礎控除標準額は、納税者の所得・年齢に応じて増額され、65 歳以上の高齢者には 9,490 ポンド、75 歳以上の高齢者には 9,640 ポンドの所得控除が認められる。ただし、調整後純所得が 22,900 ポンドを超える高額所得高齢者に対しては、64 歳まで適用される基礎控除額を最小控除限度額として、当該控除限度超過額の 2 分の 1 相当額が基礎控除額から減額される<sup>21</sup>。視覚障害者控除は、視覚障害者登録者に対して、1890 ポンドの所得控除が認められる。

年金控除・寄付金控除は、所得税減免措置の中でも「救済型の所得控除」(tax relief)<sup>22</sup>に位置付けられている。この所得控除は、申告書

の必須記載項目で内国歳入庁に申し出(making claim)を行うことにより付与され、総所得金額から控除される(Taxes Management Act 1970,Sec.42)。すなわち、適格支払利息、特定の年間支出・特許使用料、慈善団体への株式・有価証券・土地・建物の贈与等の特定支出および個人年金・退職年金への掛金等の個人年金負担金(personal pension contribution)は、給与から天引きされた際に支払った金額が総所得金額から控除される。なお、総所得金額から「救済型の所得控除」が差し引かれた残額を純所得(net income)という。

## 2 税額控除の種類と概要

税額控除には、勤労税額控除(working tax credit)、子供税額控除(child tax credit)、配偶者控除(married couple's allowance)、片務的二重課税控除(unilateral double tax relief:以下、外国税額控除という)が挙げられる。

配偶者控除は、2000年に廃止され、現在は、経過措置として、夫婦のうちのどちらかの生年月日が1935年4月6日以前の老夫婦に限定して配偶者控除が付与される。つまり、配偶者控除は、法的に婚姻を結び、課税年度の一定期間を共に生活していることに加え、配偶者のうちの一方が1935年4月6日に生まれていることを条件として、6,965ポンドの配偶者控除が適用される。なお、調整後課税対象所得から控除される基礎控除・視覚障害者控除と異なり、配偶者控除は、税額が算定された後、控除金額の10%相当額696.50(=6,965×10%)ポンドが税額から差し引かれる<sup>23</sup>。2005年12月5日前に結婚した夫婦は、原則として、夫の所得から配偶者控除が行われるが、選択によっては、配偶者のうち、高額所得者の所得から控除することができる。2005年12月5日以後に結婚した夫婦に関しては、高額所得者の所得に対して、配偶者控除が適用される。配偶者控除も基礎控除と同様に、所得制限が設けられており、調整後所得が22,900ポンドを超える者に対しては、2,670ポンドを控除最小限度として、配偶者控除額が減額される

24。つまり、高額所得高齢者で基礎控除額を減額する場合でも、基礎控除標準額の 6,475 ポンドを下回ってまで減額されることはない。

たとえば、2005 年 12 月 5 日前に結婚した夫婦で、夫が 1946 年 4 月 12 日生まれ(所得無し)、妻が 1934 年 8 月生まれ(所得 29,700 ポンド)である場合の基礎控除・配偶者控除は次のように計算される。

夫は 65 歳以下であり、6,475 ポンドの基礎控除が認められるが、所得が無いので、当該所得控除は適用不能となる。一方、妻は 75 歳以上であるが、所得金額が限度額 22,900 ポンドを 6,800 ポンド上回っているため、当該超過額の 2 分の 1 相当額が基礎控除額から減額される。したがって、 $6,240(=9,640 - 6,800 \times 1/2)$ ポンドの基礎控除額が算出される。ただし、所得限度額を超え、控除額を減額する場合でも、64 歳までのことから、妻に対する基礎控除額は 6,475 ポンドとなる。さらに、妻が 1935 年 4 月 6 日前生まれであることから、配偶者控除が適用される。夫の所得は所得限度額を超えていないため、6,965 ポンド全額の配偶者控除が認められる。

勤労税額控除および子供税額控除は、「2002 年税額控除法」(Tax Credits Acts 2002:以下、TCA と略す)において、各種給付手当(benefits)と統合されたのに伴い新規に導入され、一定の要件を満たす者に対して、一定金額が税務当局から給付される(TCA 2002,Sec1(1))。つまり、所得税との相殺は行わず、給付額全額が税務当局から支払われる給付型税額控除が採用されている<sup>25</sup>。

勤労税額控除は、独身者や 1 週間に 30 時間以上労働する者、身体に障害のある者等、個人の生活状況に応じて適用される。最低で 1920 ポンドが付与される。表 1-4 は、勤労税額控除の要件に応じた給付額を示している。子供税額控除の要件には労働要件はなく、16 歳以上であり、1 人以上の子供あるいは適格若者(qualifying young persons)を持つ者を対象に適用される。ここで、「子供」とは 16 歳以下の者をいい、適格若者とは、16 歳から 20 歳までの若者で、全日制の教育あるいは

訓練を受ける者をいう。

表 1-4 勤労税額控除の要件・金額

(単位：ポンド)

要件	給付金額(年額)
夫婦である場合	最大 2,010
片親の場合	最大 2,010
1 週間あたり最低 30 時間働く者	最大 810
身体に障害のある場合	最大 2,970
身体に重大な障害のある場合	最大 1,275
子供を認可保育園に入れている場合	子供 1 人あたり 5,880

出所：内国歳入庁ホームページ〔<https://www.gov.uk/working-tax-credit/what-youll-get>〕 2015 年 9 月 6 日訪問。

要件に該当する子供を持つ場合、健常な子供であれば、1 人あたり、年間で 2,780 ポンド給付され、身体に障害を持つ子供には、3,140 ポンドが給付される<sup>26</sup>。

このように、フルタイム就労の促進、配偶者就労の支援に注力した税額給付制度が構築されている。わが国の平成 27 年(2015 年)度税制改正大綱においても、「若い世代が結婚・育児しやすい環境整備」・「子育て支援新制度の拡充」を政策課題として、「配偶者控除」の見直しや妻の年収を問わずに夫の年収から一定額を差し引く「夫婦控除」の検討が行われている。社会保障と租税救済措置の連携を図る政策課題に対しては、英国の「2002 年税額控除法」は、参考になりえよう。

#### IV 個人所得税の算定および納付

表 1-5 に示されるとおり、英国の個人所得税では、わが国と同様に「垂直的公平」の見地から「累進税率」が採用されている。すなわち、

高い担税力には多く課税するために、所得の増加に応じて適用税率も高く設定される。税率は 20%の基本税率(basic rate)、40%の高税率(higher rate)、45%の追加税率(additional rate)の 3 段階に設定され、課税所得が 32,010 ポンドまでは基本税率、150,000 ポンドまでは高税率、150,000 ポンドを超える所得には追加税率が適用される<sup>27</sup>。

表 1-5 各段階所得適用税率の日英比較

(単位：日本,円/英国,ポンド)

日 本		英 国	
課 税 所 得 金 額	税 率	課 税 所 得 金 額	税 率
1,950,000 以下	5%	32,010 以下	20%
1,950,000 超 3,300,000 以下	10%	32,010 超 150,000 以下	40%
3,300,000 超 6,950,000 以下	20%	150,000 超	45%
6,950,000 超 9,000,000 以下	23%		
9,000,000 超 18,000,000 以下	33%		
18,000,000 超	40%		

出所：英国の法人税率については、Alan Melville, *Taxation Finance Act 2013 Nineteenth edition*, Prentice Hall, 2014, p.19 を参考に筆者作成。

所得段階(income bracket)の設定方法として、6 段階の段階税率を設定するわが国に対し、3 段階のみの税率設定に留まる英国では、簡素な税制構築の観点から、3 段階税率が長年採用されてきている<sup>28</sup>。高税率帯に着目すると、低所得層の 32,010(≒5,921,850 円)ポンドから高所得層の 150,000(≒27,750,000 円)ポンドまで 4 倍以上の差がある所得帯が同税率で課税されている。このことから、同じ「超過累進税率」を採用する英国ではあるものの、国民の所得分布がそこまで散在していないこと、あるいは、所得税率による累進性がそこまで重視されていないことが推測される。仮に、所得税の累進性を重視されるのであれ



ば、各段階所得に適切な税率が用いられる「単純累進税率」が採用されるべきである。それとともに、たとえばわが国の6段階ある税率区分のうち、第1段階から第3段階までの税率区分を統合し、平均年収を超える高所得者層に強く課税されるような税率構造も提案され得る。

## V 近年の社会保障に関する所得税制上の論点

### 1 英国における現状および論点

英国では、労働者互助組織である友愛組合の伝統のもと、1911年の国民保険法により社会保障制度が創設され、第二次大戦中に提出された「ベバリッジ報告」により社会保障制度の青写真が示されている。

英国における社会保険制度は、年金、雇用関連給付も含めた全国民を対象とした社会保険制度として、国民保険(National Insurance)に一元化されている。医療については、この国民保険制度とは別に、税金を財源とする国営の国民保健サービス(National Health Service)として全国民を対象に原則無料で提供されている。また、高齢者、障害者等に対する社会サービスについては、地方自治体において税を財源とした対人社会サービスの提供が行われている。現在の社会保障は、雇用政策と一体的に政策展開されており、職業訓練、就労あっ旋等を通じ、働くことが可能な者には極力就労を促進する一方で、積極的な雇用促進策、就労促進のための給付内容の見直し、低所得者への重点的な財源配分への施策が併せて推進されている。社会保障給付への過度な依存を避けるために、職業訓練、職業紹介の強化などを柱とした「福祉から就労へ」(Welfare to Work)という一連の施策が実施されている<sup>29</sup>。

その試みの1つとして、ブレア労働党政権下において、就労しながら受ける給付として給付付き税額控除が導入され、老齢・障害・失業などの伝統的なリスクには見られなかった、自営、低賃金労働、非典型的雇用から生じる所得喪失などの新しいリスクにも対応する政策が

採られた。

社会保障全体でみると社会保障財源に「税」を投入している点では、フランスやドイツなどと同じであるが、これらの国々が社会保険の連帯を維持するために社会保障目的税として税を投入した「租税代替化」であるのに対して、英国は社会保険ではなく社会扶助に税を投入したという違いがある。フランスやドイツが上述の新しいリスクに対して社会保険の中で解決するために社会保険の被保険者資格などを修正する方法をとったのに対し、英国では国民保険の被保険者資格を拡大してはいる一方で、給付水準が低く抑えられているため、実質的には保険制度の見直しよりも、給付付き税額控除が果たす役割の方が大きい<sup>30</sup>。

## 2 わが国における現状および論点

わが国の社会保障制度は、「社会保険」「社会福祉」「公的扶助」「公衆衛生」の4つの部門から成り立つものとして体系化されている<sup>31</sup>。社会保障給付費に関して、OECD諸国と比べると、わが国は、北欧諸国やフランスなどに比して、「家族」や「積極的労働市場政策」などへの給付が小さく、「年金」や「保健医療」など伝統的な社会保障費の占める割合が高い。国内財政の現状では、これらの社会保障支出はほぼ一貫して上昇し、高水準に達しているのに対して、非社会保障支出の対GDP比は、OECD諸国と比較して最低水準となっており、その削減余地は限られている。そのため社会保障における過剰な支出の削減や効率化がわが国の主要課題とされている<sup>32</sup>。わが国では、2033年に人口の3人に1人が高齢者となる超少子高齢化を迎える推計であり、年金制度による世代間扶養(世代間所得再分配)は限界に達している。2020年度を目途とする基礎的財政収支黒字化・財政健全化の達成には、社会保障財源を消費税によって確保し、社会保障の受益と負担の均衡を目指すことが基本方針とされている。このように、同世代間の再分配を可能にする租税の役割がより一層重みを増している。

社会保障改革に関する論点には、医療・介護・年金に係る3つの論点が挙げられる。どの分野においても、真に救えるべき人、給付されるべき人への適切な保障が求められている。医療に関しては、病院完結型から地域完結型へシフトと診療標準化が謳われている。介護に関しては、要介護認定の精緻化、軽度者から重度者へのサービス充実化が強調されている。さらに、年金に関しては、老後の社会保障強化と世代間による財源負担が求められている<sup>33</sup>。

このうち、所得税制度からアプローチ可能な年金制度改革については、様々な議論があるが、OECDによるレポート(Pensions at a Glance 2011)によれば、年金制度改革が解決すべきは、「制度の持続可能性」(sustainability)と「給付の十分性」(adequacy)という2つの課題である。わが国の年金財政基盤に関する将来の安定性は、見通しの甘さが以前から指摘されており、制度の持続可能性については大きな疑問が残っている。給付の十分性については、高齢時における最低限の所得保証が担保されるべき基礎年金の劣化が指摘され、制度の持続可能性を確保するためには基礎年金の大幅な給付削減が前提条件となっている。その一方で、非正規雇用者の拡大を背景に、無年金・低年金層が将来大幅に拡大することが懸念されている。老齢期の所得保障は、構造的に頑健とは言えない生活保護への依存度をますます高めてしまう<sup>34</sup>。

年金制度による世代間所得再分配は限界に達している今日、租税による同世代間の再分配機能をいかに回復・強化させることが最大の論点となり、所得再分配・格差是正に貢献する政策としての租税の役割が、より一層重みを増している。

また、健康保険・厚生年金・雇用保険は収入に対して一定率の保険料納付が義務づけられているため、低所得者にとっては、所得税・住民税の納税額よりも社会保険料の負担感が重い。5人未満規模の企業に勤務している者やいわゆる非正規社員などは給与所得者であっても

健康保険・厚生年金に加入できず、国民健康保険（以下、国保）・国民年金に加入している。国保・国民年金に加入している給与所得者は、収入が少ない一方で収入に対し高い率の社会保険料を課せられており、国民年金の未納・滞納者は給与所得者において特に多くなっている。社会保険料の未納者には、年金が支給されず、医療費が全額自己負担となるため、第一義的には年金や医療などの財政の悪化にはつながらないが、社会保険料未納者であっても老後や重病を患うなどして働けなくなった場合、国は生活保護等により最低限の生活を保障する必要がある。近年、生活保護受給世帯数は急速に増加しており、その45%を高齢者世帯、34%を障害者世帯・傷病者世帯が占めている（厚生労働省:2009年度調べ）。このまま社会保険料の未納者の増加が続けば、生活保護費による国家財政の圧迫が懸念される。少しでも社会保険料の未納者を減少させ、医療・年金のセーフティネットから漏れる人を減らすことが急務である<sup>35</sup>。

## VI 所得税制上の対応策

「Ⅲ 所得税減免措置と社会保障」でも述べたとおり、所得税制には、所得控除と税額控除という2つのタイプの控除がある。所得控除とは、課税対象となる所得額から一定額を控除するものである。税額控除とは、一度算定された所得税額から直接的に差し引くことで負担額を軽減するものである。わが国の所得税制にある所得減殺措置の大半は、所得控除である。

2013年度を例に採ると、わが国で所得税の課税対象となる収入は、約250兆円（給与収入が約200兆円、年金収入約30兆円など）生み出されている。ところが、広義の所得控除ともいえる給与所得控除と公的年金等控除により、給与収入のうち約60兆円は給与所得控除として、年金収入のうち約14兆円は公的年金等控除として、課税対象外となる。そこから、さらに基礎控除として約18兆円、配偶者控

除として約 5 兆円、扶養控除として約 4 兆円などが控除される結果、課税ベースが縮小される。これらの所得控除が計約 60 兆円認められており、最終的に所得税が課される対象として残る課税所得は約 110 兆円に半減する。これに所得税率が課されて所得税の負担額が決まる。つまり、実際には稼得した収入の半分以上は課税対象から外されている。なお、税額控除は約 0.7 兆円しか適用されていない。

しかも、わが国の所得税制で多用されている所得控除は、税額控除に比べて、所得再分配効果が低い。たとえば、高所得者 A と低所得者 B がいて、所得税の累進税率構造により、高所得者 A には 30% の税率、低所得者 B には 10% の税率が課されるとする。そこに、A・B 両社に同じように、10 万円の所得控除が付与された場合を想定する。低所得者 B は、この所得控除がなければ課税所得が 10 万円多くなり、所得税が 10% の税率で課税されるため、1 万円の負担となっていたのだが、所得控除が与えられたことで負担が軽減され、低所得者は 1 万円の負担減となる。

一方、高所得者 A は、所得控除がなければ課税所得が 10 万円多くなり、所得税が 30% で課されるので、3 万円の負担となるが、所得控除が与えられたことで 3 万円の負担減となる。このように、所得控除の場合には、直面する税率が高い高所得者ほど、税負担軽減効果が大きくなる。ところが、これが税額控除の場合には結果は異なる。高所得者にも低所得者にも同じように、1 万円の税額控除が与えられたとする。税額控除の仕組みにより、高所得者も低所得者も、直面する税率に関わらず、1 万円の負担減となる。

このように、所得税の負担軽減を意図した政策としては、所得控除を多用するよりも税額控除を活用する方が、所得再分配効果が高まる。所得控除で行っている現行制度を、税額控除で行う仕組みに改めるだけで、低所得者には従来通りの税負担軽減ができるとともに、高所得者により多くおよぼ税負担軽減効果を取り除くことができ、所得格差

はより大きく是正されることになる<sup>36</sup>。そのため、社会保障の見地から、所得税制において、所得再分配機能の充実化を図るために所得控除・税額控除の抜本的な見直しが必要となる。

まずは、高齢所得者内の所得再分配が弱い我が国において、公的年金等控除の圧縮によって、高齢層に経済力に相応した負担を求める対策が挙げられる。支給開始年齢の引上げによる不公平面を是正するためにも、すでに年金を受給している層、あるいは近い将来に受給を始める層にも応分の負担を求める必要がある。そもそも、勤労所得に比べて年金所得を税制面で優遇する確たる根拠はない。諸外国のように、高齢層に対する負担の増加については、公的年金等控除の圧縮ではなく、所得に応じて年金給付額を減額するという方式も考えられ得る。公的年金等控除の圧縮によって得られた増収分によって、低所得高齢層を支援することも可能となる。さらに、所得税と社会保険料の見直しを同時並行で行う場合には、現行の所得控除の仕組みを大幅に圧縮し、その代わりに低所得層の税負担がマイナスになる給付付き税額控除を導入する。給付される税額で年金保険料を相殺すれば、低所得層には年金保険料の拠出実績が残り、老齢時になれば年金を受給することができる<sup>37</sup>。

次に、低所得者の社会保険料負担を軽減するために社会保険料還付付きの税額控除が提案される。この「社会保険料還付付き税額控除」は、給与所得者 1 人あたり年間 18 万円を付与するものである。所得税・住民税額から控除できない場合は、払い込んだ社会保険料の範囲内で還付(または納めるべき保険料への充当)を受けることができる。

「社会保険料還付付き税額控除」を実施することで、年収 130 万円の給与所得者は税・社会保険料ともに負担がゼロになり、年収が 130 万円を超えると少しずつ税・社会保険料の負担が増加する形となり、低所得者の社会保険料負担の大幅な軽減が可能となる。これにより、未納者を大きく減らすことができるものと考えられる<sup>38</sup>。

## Ⅶ むすび

以上のように、近代所得税法として歴史のある英国の所得税制度について、制度構造を追跡し、課税対象となる所得概念、社会保障の観点からの所得税の役割を概観した。特筆すべきは、キャメロン政権による政策の一環で新設された「2002年税額控除法」において、低所得者の就労促進、子供を有する中低所得者への支援を目的とする給付付き税額控除という形式の全額給付手当が導入されたことである。従来、ブレア政権下で進められた社会保障と税の一体化政策では、社会保障控除が廃止され、1999年に就労世帯税額控除が導入された。これにより、社会保障上の給付から所得税制度上の給付付き税額控除へと転換された。「2002年税額控除法」導入後の2003年度課税年度からは、児童の扶養が要件とされていた就労世帯税額控除および旧子供税額控除(給付なし)が有子要件のない勤労税額控除と就労要件のない新子供税額控除に変更され、一定の要件を満たす勤労者および子を有する者に対して、生活状況に応じた給付が行われている。

このように、英国では、社会保険を基礎にした給付から、社会扶助・私的保険・税法上の利益との「混合化」が進んだ。この混合型社会保障は「雇用モデル」と呼ばれている。さらに、混合型・雇用モデルの強化版として、社会保障給付と給付付き税額控除のうち、所得要件のついた給付を統合したユニバーサル・クレジットが施行されている。具体的には、所得補助、無拠出制求職者給付、無拠出制雇用支援給付、住宅手当、児童税額控除、勤労税額控除が対象となる。世帯の状況によって基準額が決定され、この基準額と世帯の所得とみなされる算定額との差額がユニバーサル・クレジットの支給額となる。基準額は、世帯員の人数や年齢が基礎となるが、障害、介護責任、住居費用、児童を理由として加算が行われる<sup>39</sup>。

従来からのベヴァレッジは社会保険への拠出を国民の自助努力の形の一つと考え、この負担ゆえに社会保障給付の受給を正当化するもの

としていたが、無拠出制給付の役割が増大した現在の英国では、就労への努力（ワークインセンティブ）がこれに代わるものになっていると思われる。わが国における社会保険料負担の代替として、税を投入し、新たなリスクや対象に接近しようとする場合、受給者側の正当化根拠としての「ニーズ」だけでなく、負担する者への正当化根拠も十分に検討することが必要であることが示唆される<sup>40</sup>。

さらに、わが国では、財源や執行上の課題から導入に至らない「給付付き税額控除」は、勤労促進、子育て支援、社会保険料負担軽減、消費税逆進性緩和策として、目的別に米・英・蘭・加などで実施されている。少子高齢化が急速に進展し、格差社会の到来するわが国において、現代世代・将来世代すべての国民が安心できる持続的な社会保障制度と経済基盤の確立へ向けて、諸外国の潮流に沿う形で、まずは、上述のような所得控除の見直しと社会保障効果を念頭に置く給付付き税額控除の活用が早急に進められるべきである。

〔注〕

<sup>1</sup>Bill Pritchard, *Income Tax includes Finance Acts 1987 16<sup>th</sup> Edition*, hongman Group UK Ltd, 1987, pp.1-3.

Stephen W. Mayson and Susan Blake, *Revenue Law-Tenth Edition*, Blackstone Press Limited, 1989, p.40.

D.W. Williams, *Taxation: A Guide to Theory and Practice in the UK*, Hodder and Stoughton, 1992, p.36.

David Collison and John Tiley, *Tiley & Collison UK Tax Guide 2006-07 24<sup>th</sup> edition*, Lexis Nexis Butterworths, 2006, p.221.

菊谷正人『税制革命』税務経理協会, 平成20年, 21頁。

<sup>2</sup>佐藤進「ウィリアム・ピットの財政政策とナポレオン戦時の所得税」『武蔵大学論集』第8巻第2号, 1960年, 21頁。

<sup>3</sup>Stephan Dowell, *A History of Taxation and Taxes in England from the earliest times to the present day Vol. III*, Longmans, Green, 1888, pp.93-94.

Arthur Hope-Jones, *Income Tax in the Napoleonic Wars*, Cambridge University Press, 1939, p.21.

Seligman, Edwin Robert Anderson, *The income tax : a study of the history, theory and practice of income taxation at home and abroad*,



---

Macmillan,1911,p.79.

<sup>4</sup>Keith M Gordon and Ximena Montes-Manzano,*Tiley and Collison's UK Tax Guide 2009-10 27 th edition*,Lexis Nexis,2009,p.269.

Stephan Dowell,*op.cit.*,pp.99-101.

<sup>5</sup>Seligman, Edwin Robert Anderson, *op.cit.*,p.98.

Arthur Hope-Jones,*op.cit.*,pp.20-23.

<sup>6</sup>David Smailes,*Tolley's Income Tax 2009-10 94<sup>th</sup>*,LexisNexis 2009,pp.451-452,807・1025・1139.

<sup>7</sup>Keith M Gordon and Ximena Montes-Manzano,*op.cit.*,pp.267-268.

なお、課税期間に関して、わが国の所得税法では、毎年1月1日から12月31日までの1年間に稼得した所得に課税される暦年課税が採用されている。英国の所得税法も同様に、1年間の課税期間が設定されているが、基準となる1年間は暦年ではなく、4月6日から4月5日までの期間となる(Alan Melville,*Taxation Finance Act 2010 Sixteenth edition*,Prentice Hall,2011,p.6)。

<sup>8</sup>David Smailes,*op.cit.*,p.1026.

Keith M Gordon and Ximena Montes-Manzano,*op.cit.*,p.737.

David Smailes,*op.cit.*,1331 .

<sup>9</sup>*Ibid.*,pp.1028-29.

Keith M Gordon and Ximena Montes-Manzano,*op.cit.*,p.1045.

UK-REITsからの受取配当金は発生基準ではなく、受取額基準(receipts basis)に基づき課税される(Alan Melville,*op.cit.*,p.56)。

<sup>10</sup>*Ibid.*,p.56.

<sup>11</sup>*Ibid.*,p.57.

<sup>12</sup> 1881年エリチェン対ラストブレット(Erichsen v Last Brett LJ)判決によれば、「事業」とは、利益を得ることを目的に習慣的(habitually)に行い、利益を生むために売買あるいは譲渡等の契約を結ぶことである((1881)8 QBD 414 at 420,4TC422 at425)。また、ランソム対ヒグス(Ransom v Higgs)判決によれば、事業者が顧客にある種の物品またはサービスを提供するような商業的活動を行っている場合には、一般に「事業」を行っている事が示される((1974)3 All ER 949 at 955,per Lord Reid)。

<sup>13</sup> 一般的に、投資目的であるか否かの判定は、①当該資産がその値上り益を目的として取得されたこと、②当該資産が一定の期間保有されることを目的として取得されたことという基準を基に行われる。

<sup>14</sup>Alan Melville,*op.cit.*,p.85.

Chris Allen,Andrew Radice,David A Heaton,Sarah Bradford,*The CCH TAX Handbook*,Coroner.CCH,2000,p.274.

<sup>15</sup>なお、勤務先が複数ある場合にも、すべての収入金額が合算される。

<sup>16</sup>David Smailes,*op.cit.*,p.1339.

<sup>17</sup>*Ibid.*,p.1143.

<sup>18</sup>*Ibid.*,pp.4-5.

<sup>19</sup> 調整後純所得とは、純所得金額から贈与目的の寄附金および年金寄附金の総額を差し引いた金額をいう(Alan Melville,*op.cit.*,p.32)。

<sup>20</sup>*Ibid.*,pp.32-33.

<sup>21</sup>*Ibid.*,pp.32-33.

---

<sup>22</sup> 「tax relief」は、直訳すると「税額救済」となり、通常、「税額控除」の意味で用いられる場合が多いが、本論文における「税額救済」は、その説明・計算要素から判断しても、わが国の「所得控除」と同様の効果をもたらすため、「所得控除」と訳すことにする。

<sup>23</sup> David Smailes, *op.cit.*, pp.14-17.

<sup>24</sup> Alan Melville, *op.cit.*, p.35.

<sup>25</sup> ブレア政権下で進められた社会保障と税の一体化政策では、社会保障控除(families credit)が廃止され、就労世帯税額控除(working families tax credit)が1999年に導入された。これにより、社会保障上の給付から所得税制度上の給付付き税額控除へと転換された。さらに、2003年度課税年度からは、児童の扶養が要件とされていた就労世帯税額控除および旧子供税額控除(給付なし)が有子要件のない勤労税額控除と就労要件のない新子供税額控除に変更された。これにより、低所得者の就労促進、子供を有する中低所得者への支援が図られた(鎌倉治子「諸外国の課税単位と基礎的な人的控除 - 給付付き税額控除を視野に入れて -」『レファレンス』2009年,125頁)。

ブレア政権の社会保障と税の一体化政策については、橋本恭之「イギリス税制改革」『総合税制研究』第10号,2002年,137-153頁、森信茂樹「米・英の給付付き税額控除に学ぶ」『国際税制研究』第18号,2007年,32-48頁。

<sup>26</sup> 内国歳入庁ホームページ〔<https://www.gov.uk/child-tax-credit/what-youll-get>〕2015年9月6日訪問。

<sup>27</sup> Alan Melville, *Taxation Finance Act 2013 Nineteenth edition*, Prentice Hall, 2014, p.20.

<sup>28</sup> Simon James and Christopher Nobes, *The Economic of Taxation: Principles Policy and Practice Seventh edition 2003/2004*, Fisical Publications, 2003, pp.158-159.

<sup>29</sup> 厚生労働省編「各国にみる社会保障施策の概要と最近の動向」『世界の厚生労働2017』2017年,221頁。

<sup>30</sup> 平部康子「イギリスにおける社会保障給付と財源の統合化」『海外社会保障研究』第179巻,2012年,36-37頁。

<sup>31</sup> 片山信子「社会保障財政の国際比較 - 給付水準と財源構造 -」『レファレンス』2008年,75頁。

<sup>32</sup> 総合研究開発機構「社会保障改革しか道はない(総論)」『NIRA研究報告書』2015年,1頁。

<sup>33</sup> 土居丈朗「財政と社会保障の現状と課題」慶応義塾大学公式Webページ掲載ppt,2017年,15頁。

<sup>34</sup> 小塩隆士「年金分野の改革の方向性」『NIRA研究報告書』2015年,31-32頁。

<sup>35</sup> 是枝俊悟「社会保険料還付つき 税額控除の提言」『大和総研調査季報』2011年,第2号,23頁。

<sup>36</sup> 土居丈朗「所得税改革の必要性 - 社会保障制度改革と統合的な改革 -」『NIRA研究報告書』2015年,42-43頁。

<sup>37</sup> 小塩隆士,前掲稿,37頁。

<sup>38</sup> 是枝俊悟,前掲稿,23頁。

<sup>39</sup> 平部康子,前掲稿,34頁。

---

<sup>40</sup>同上稿,37頁。